

令和2年度研究報告書

テーマ「税務調査の検証」

公益社団法人熱田法人会

はじめに

公益社団法人熱田法人会は7年前から「企業の税務コンプライアンス向上」運動に取り組んでまいりました。熱田税務署管内の熱田区南区緑区豊明市3区1市の行政区ごとに各3回地域企業に集まっていたいただき研修会を行いました。参加企業にとっては大変役立っていると好評でございます。

企業にとって大切なことの一つに財務・経理・税務がございます。

毎年行っている決算が正確に行われているかどうかは企業の信頼にもつながります。国税・地方税を正しく納付していることは企業の信頼を高めます。そのような観点から税制委員会では「税務調査」を令和2年度の研究テーマとしました。

特に、本年度は国税局で長年査察調査に従事された石丸副署長が熱田税務署にご着任されたことから、私たちには馴染のない査察調査についての研修をしていただき、査察調査も含めた税務調査の法的根拠やその流れなどについて研究を行いました。

研究報告は、一般税務調査と査察調査の二部構成で報告いたします。

第一部 一般税務調査

税務調査とは

所得税、法人税、相続税をはじめとする多く国税では、納税者自らが税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しています。

しかし、納税者自ら申告することから、申告内容や税額の誤りが生じることもあり、更には、悪質な納税者が意図的に申告額を減らした申告により納税を免れられるなど、適正な申告を行う納税者と課税の不公平感が生じます。国税庁は、「納税者の申告を確認し、正しい申告へと導くには、的確な指導と調査の実施が必要で、是正が必要な納税者に対して、的確な指導や調査を実施し、適正かつ公平な課税が実現するよう、適正・公平な税務行政の推進していく」としています。

○法人税の実地調査の状況

項目	平成30年度	令和元年度	前年対比
実施調査件数	99千件	76千件	77.1%
申告漏れ所得金額	13,813億円	7,802億円	56.5%
追徴税額 (法人税・消費税)	2,743億円	2,367億円	86.3%

○税務調査の法的根拠

税務職員の税務調査は、国税通則法により、「国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。」（第七十四条の二）と規定しています。

○税務調査の任意性

税務調査の法的根拠は上記のとおりですが、この条文は「・・・できる。」と規定されています。これにより、税務調査は任意調査とされています。任意調査だから、調査を拒否できると言う納税者も多くいます。

しかし、国税通則法 128 条では 「第 74 条の 2（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されており、納税者に受忍義務を課していますので、税務調査を正当な理由なくして拒否できないと解されています。

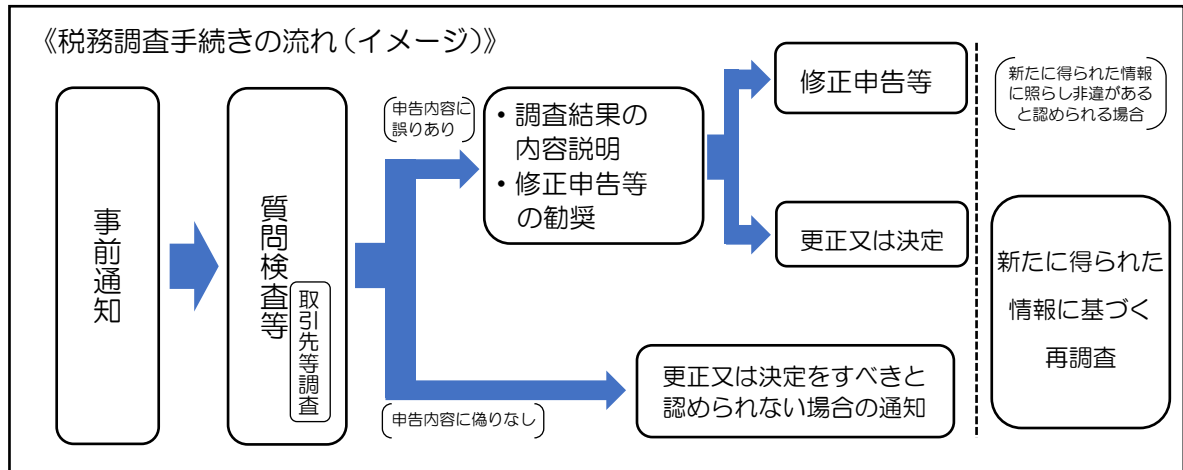
○税務調査の手続き

平成 25 年 1 月に改正国税通則法が施行改正され、税務調査手続が法令に定められました。この改正は、調査手続に関する従来の運用上の取扱いを法令上明確化するものであり、基本的には、税務調査が従来と比べて大きく変化することはありませんが、納税者の権利が法制化されている部分もありますので、納税者としても充分理解し、不利益な調査とならないようにしていく必要があります。国税庁では、「改正の趣旨を踏まえた上で、調査の実施に当たってはた税務調査手続を遵守するとともに、調査はその公益的必要性と納税者の方の私的利益とのバランスを踏まえ、社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の方の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に努めることとしています。」としています。

○税務調査手続きの流れ

税務調査手続きの流れのイメージは次のとおりです。

(国税庁 H28.4 税務手続についてより)



以下、税務調査手続きの流れでのポイントは次のとおりです。

① 事前通知

税務調査に際しては、調査の開始日時・開始場所・調査対象・税目・調査対象期間などを事前通知します。なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知を行うことにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前通知せずに税務調査を行うことがあります。

② 身分証明書の提示等

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

③ 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合又は検査を拒否した場合、正当な理由がなく提示又は提出の要求に応じない場合、偽りの記載をした帳簿書類の提示又は提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

④ 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかにお返しします。

⑤ 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先や雇用主などに対し、質問や検査等を行うことがあります。(いわゆる反面調査)

⑥ 調査結果の内容の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容 (誤りの内容、金額、理由) を説明し、修正申告や期限後申告 (以下「修正申告等」といいます。) を勧奨します。また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る再調査の請求や審査請求はできませんが、更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

⑦ 更正又は決定

修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として、法定申告期限から5年間です。ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

⑧ 処分理由の記載

税務署長が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

⑨ 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合には、その旨を書面により通知します。

⑩ 新たに得られた情報に基づく再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、申告内容に誤りが認められない又は申告義務がないと認められる旨を書面により通知した後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

第二部 査察調査

査察調査とは

査察制度とは、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。その目的を達成するため、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

○一般の税務調査と査察調査の違い

一般の税務調査と査察調査の違いは下記のとおりです。

項目	一般の税務調査	査察調査
任意性	任意調査	強制調査
令状の可否	否	可
搜索の可否	否	可
差し押さえの可否	否	可
事前通知の有無	原則有	無

○査察調査の流れ

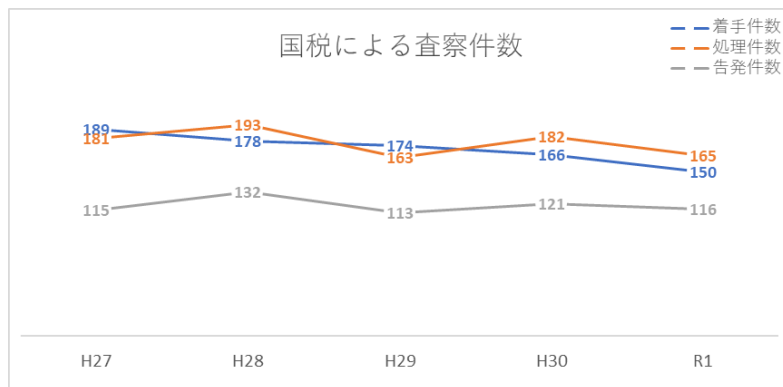


国税庁「国税査察制度のあらまし」より

熱田税務署石丸副署長より「令和元年度査察の概要（国税庁・名古屋国税局）を基に査察制度について研修会を実施しました。内容は次のとおりです。

令和元年度査察（国税）の概要

○検察庁に告発した件数は 116 件、脱税総額（告発分）は 93 億円



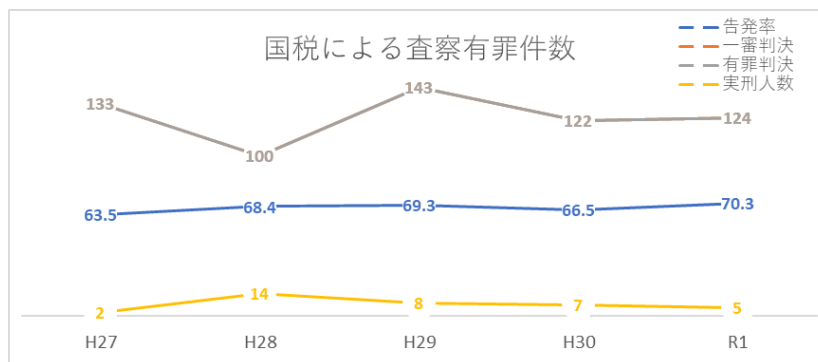
【図1 査察件数について】

○海外に不正資金を隠す国際事案、無申告ほ脱事案のほか、市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発

- ・重点事案として、消費税受還付事案 11 件、無申告ほ脱事案 27 件、国際事案 25 件
- ・国際事案では、海外に不正資金を隠した所得税ほ脱事案で、国外財産調書の不提出犯を初適用
- ・無申告ほ脱事案は、申告納税制の根幹を揺るがすものであり、平成 23 年に創設された単純無申告ほ脱犯も含め、過去 5 年間で最も多い 27 件
- ・その他、インターネット広告会社や消費税還付コンサルにより多額の利益を得た税理士など、市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発

○124 件の一審判決すべてに有罪判決が言い渡され、5 人に実刑判決

- ・最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るものでは懲役 10 月、他の犯罪と併合されたものが懲役 9 年



【図2 告発率等について】

そのうち名古屋国税局管内では

○検察庁に告発した件数は 17 件、告発率は 81%

・前年度と同数であり、告発率も過去 20 年間で最高の前年度と同率

○無申告ほ脱事案や海外で多額の不正資金を費消するなどの国際事案のほか、市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発

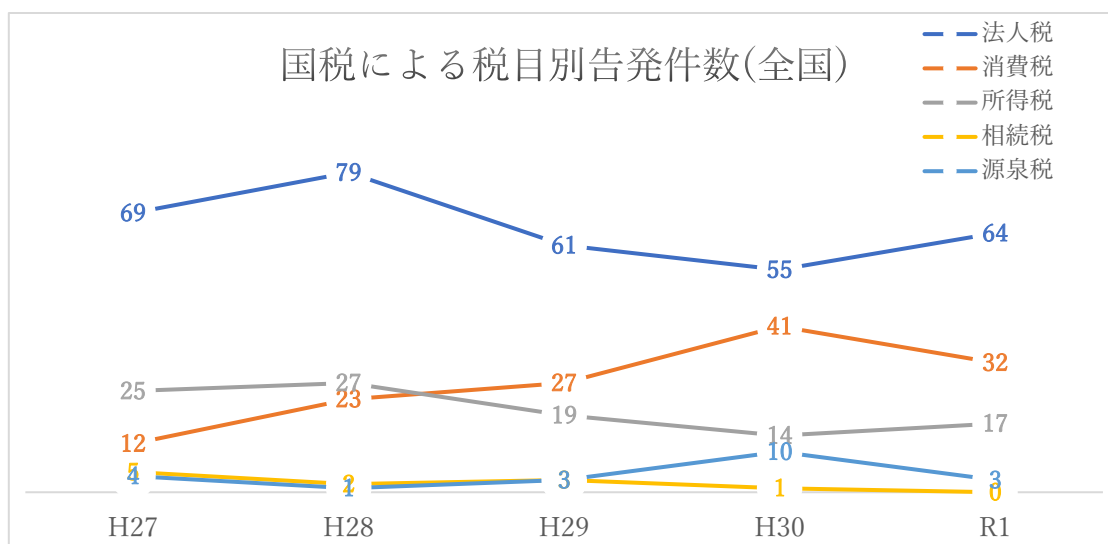
・重点事案として、無申告ほ脱事案 9 件、国際事案 2 件を告発

・無申告ほ脱事案は、申告納税制度の根幹を揺るがすものであり、平成 23 年に創設された単純無申告ほ脱犯も含め、過去 5 年間で最も多い 9 件を告発

・その他、インターネット広告会社など、市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高いと見込まれる事案を告発

○14 件の一審判決すべてに有罪判決

とある。



【図 3 税目別告発罪件数について】

○重点事案への取組状況

- ①消費税受還付事案－消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案は、いわば国庫金の搾取ともいえる悪質性の高い事案であることから、11件を告発
- ②無申告ほ脱事案－納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について過去5年間で最多の27件を告発
- ③国際事案－経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が必要な中、海外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案を25件告発
国外財産に係る課税の適正を図るため、国外財産調書制度導入後、初めて同調書の不提出を告発
- ④その他の社会的波及効果の高い事案－近年、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を告発

- 不正資金の隠匿場所－脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保され、隠匿場所は様々である

【事例】

- ・居宅内の和ダンスに作り込まれた隠し戸の中
- ・個人名義で契約したレンタル収納スペース内のスーツケースの中

○査察事件の一審判決の状況

一審判決が言い渡された件数は124件、すべてに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が5人に出された。最も重いものは、査察事件単独に係るものが懲役10月、他の犯罪と併合されたものは懲役9年。

名古屋国税局での重点事案取組の状況

○重点事案への取組状況

- ①無申告ほ脱事案ー 過去5年で最多の9件を告発、うち単純無申告ほ脱犯適用は、最多の6件を告発
- ②国際事案ー 不正資金を海外で費消するなどの国際事案など2件を告発

【事例】

- ・事業等の利益が多額にあることを知りながら所得税の確定申告を一切せずに所得税を免れており、そこから不正に得た資金を海外においてギャンブル等に費消

- ③その他の社会的波及効果の高い事案

【事例】

- ・競艇選手から聞き出したレース情報を基に勝舟投票券を購入することにより、払戻金による多額の収入得ており、他人名義で勝舟投票券のインターネット投票をすることで所得を秘匿し、所得税の確定申告を一切せず、所得税を免れていた
- ・他人名義のブログを立ち上げてFX会社のバナー広告を掲載し、その広告を通じてFX口座を開設することで得られるアフェリエイト会社（広告仲介業者）から多額の報酬を一切申告せず所得税を免れていた また不正資金は現金及び多数の借名名義の預金口座で管理していた

○査察事件の一審判決状況

一審判決が言い渡された件数は14件、すべてに有罪判決が出された